



地方自治体の男女共同参画予算とジェンダー予算

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-01-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 只友, 景士 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004884

地方自治体の男女共同参画予算とジェンダー予算

只友 景士

1 はじめに—ジェンダー予算とはなにか—

我が国において、ジェンダー予算は導入されていないが、ジェンダー予算への注目が急速に高まっている。この言葉を筆者が初めて聞いたとき、今後の財政政策を考える上での重要な視角を提供する概念になるのではないかと考えると同時に、誤解もされやすい言葉であるかもしれないとの感想を持った。先に「誤解されやすい」と感じた点であるが、「ジェンダー予算とは男女共同参画を担当する部局の政策経費である」と狭く捉えられてしまう可能性である。男女共同参画担当部局の予算分析からジェンダー政策全体を評価することはできないであろう。もう一つ誤解される可能性は、男女共同参画に関わる予算全般の一覧表をつくるのがジェンダー予算であると考えられる場合である。いずれの場合もジェンダー政策を評価する手段として不十分であることは明らかであろう。一方で、財政学研究の立場からジェンダー予算概念に私が興味をもったのは、ジェンダーの視点から財政政策全体を評価することによって、財政政策のグリーン化の考え方のように、財政政策のジェンダー化が進むのではないか。そのようになると財政政策に質的な転換を図る政策論上の有益な知見を得られるのではないかと感じたからである。

我が国におけるジェンダー予算に関する先行研究は、村松安子（2004、2005）、大崎麻子（2007）などジェンダー経済学者による優れた先行研究も存在するが、まだ多いとはいえない状態である。ジェンダー経済学者による研究は存在するが、財政学の立場からの検討は日本国内に限れば、皆無と言っても良い。今回、女性学研究コロキウムに「ジェンダー予算に関わるコメント」を行う過程で、ジェンダー予算に関する先行研究とジェンダー予算に関する自治体の財政情報の状況を若干調べたので、その結果を報告するものである。

それでは、ジェンダー予算とは何であるのか。先行研究を手がかりに検討を始めよう。国内での代表的な先行研究である村松安子（2005）は次のように述べている¹⁾。

「ジェンダー予算」とは、一国の総予算とは別の「女性専用予算」ではない。それは、一国の総予算を「ジェンダーの平等」という視点から分析し、現実の予算が果たしてジェンダー平等政策を推進するように配分されているのか、あるいは、配分が既存の男女間の不平等を縮小する効果をもつのか逆に拡大する効果をもつのか、さらに、ジェンダー平等社会形成への社会（とくに女性が不利な状況におかれているとすれば）の必要（ニーズ）を満たす予算配分になっているかなどを査定・評価する手法である。

ジェンダー予算とは、「ジェンダー平等」の視点から予算分析を行うことであると要約することができる。それでは、なぜそのようなジェンダー予算分析が必要とされるのか。大崎麻子（2007）は、予算はジェンダーに中立ではないのでジェンダー平等の視点からの予算分析が必要である理由を次のように述べている²⁾。

「予算」とは、国または地方自治体の一会計年度の収入と支出の計画のことである。一般に「予算はジェンダーに中立的であり、男性も女性も男児も女児も同じように受益するものである」と考えられている。しかし、何に優先的に予算を配分するかは、社会のマジョリティである成人男性の視点に立って決められることが多い。つまり、予算を組む際に既にジェンダー・バイアスが働いているということなのである。仮に予算と経済政策自体がジェンダーに平等なものであったとしても、性別役割分業を社会構造とする経済市場や社会においては、構造的に、男女に異なる影響が及ぶ。したがって、予算編成に関わるアクターがジェンダー・バイアスが働いていることを認識した上で、ジェンダー平等の視点をもって予算を編成するのとならないのでは、ジェンダー平等社会の形成に及ぼすインパクトに大きな違いが生まれる。換言すれば、経済・社会構造上のジェンダー不平等への配慮を欠いた予算は、ジェンダー不平等を温存するか、もしくはさらに助長す

る可能性をはらんでいると言うことになる。

(中略)

(我が国は)「男女共同参画基本計画」という包括的なジェンダー平等政策を策定している。しかし、それを実行に移すための戦略は予算に反映されているだろうか。単に「女性のための予算」を確保するのではなく、その予算がジェンダー平等促進効果をもつかどうかという視点に立って、予算を立案・実施することが重要なのである。

財政学の議論は、予算がジェンダーに与える影響に関してあまり触れてこなかったように思われる。「ジェンダー視点に立った予算分析 (Gender Budget Analysis) とは、政府予算は男女の別なく同一の影響を及ぼすとの主流派経済学の理解に対し、男女 (階層、人種、年齢の違いを含む) に及ぼす影響は異なるという仮説を実証的に分析する手法である。³⁾」というように、「予算はジェンダーに中立ではない」この認識が重要になってくる。「予算はジェンダーに中立的でない」ことを認識し、ジェンダー平等を達成するために予算分析をすると自ずとジェンダー予算の課題は、女性予算だけを対象とするのではないことが明らかとなろう。つまり、女性予算だけではなく、ジェンダー平等とは一見関係ないようにも見える一般予算そのものも検討の対象となるのである。後述するが、予算全体をジェンダーの視点から見直すことによって、ジェンダー予算分析の展望が開けると考えられる。

本稿は、第2節以降、次のような構成になっている。第2節では、我が国における男女共同参画政策の枠組みと予算の状況について概観しておきたい。第3節では、大阪府の男女共同参画基本計画関連予算を事例にした人見章子氏のコロキウム報告へのコメントの要約を行いたい。その上で、大阪府の事例を元に予算データをどのように整理すると今後ジェンダー予算分析に繋げることができるようになるのかを考察したい。

最後に、4節では、日本型ジェンダー予算分析の可能性について検討したい。

2 男女共同参画政策の枠組みと予算

本節では、我が国における男女共同参画政策と予算の枠組みを概観しておきたい。我が国における男女共同参画政策は、新憲法制定以来の男女平等の実現を目指す国内動向に加え、1975年の国連女性年以降の国際的な議論や動向への日本政府の誓約に基づいて形成されている。1999年「男女共同参画社会基本法（以下、基本法と表記）」が公布・施行された。2000年には、基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画（以下、国・基本計画と表記）」が策定された。「国・基本計画」は、5年ごとの具体的な施策をとりまとめたものである。2010年には、第3次国・基本計画が策定されたところである。2000年の第1次国・基本計画は、1995年第4回国連世界女性会議（北京会議）、2000年国連特別総会（女性2000年会議）で採択された「成果文書」を踏まえたものである⁴⁾。国レベルでは、基本法や国・基本計画を策定し、国際的な誓約の履行もなされた総合的なジェンダー平等政策体系の確立が進んできているといえる。それでは、我が国の男女共同参画予算を概観してみよう。

表1は、2010年度の第2次男女共同参画基本計画関係予算を2009年度の当該予算と比較したものである。男女共同参画基本計画関係予算とは、男女共同参画基本計画に関わる国の予算を一覧にまとめたものである。こうした資料は、内閣府男女共同参画局（以下、参画局と表記）のホームページや『男女共同参画白書』でも公表されている。ここで注意が必要なのは、男女共同参画基本計画関係予算とは、男女共同参画基本計画の主要事項別に予算額が集計されたものであり、国レベルの男女共同参画・女性予算の全体を把握できる予算資料である。男女共同参画基本計画関係予算とは、広義の男女共同参画・女性予算とすることができる。一方で、参画局の予算だけを取り上げた場合は、狭義の男女共同参画・女性予算とすることができる。

表1を詳細に見ると「5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」が2009年度32.092%、2010年度47.78%である。「6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」が2009年度62.241%、2010年度48.492%であった。実は、

表1 2010年度第2次男女共同参画基本計画関係予算

(単位：百万円)

	2009年度		2010年度		対前年度比較	
	予算額(a)	構成比	予算額(b)	構成比	増減額	増減比
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	145	0.003	57	0.001	-89	-61.379
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革	95	0.002	74	0.001	-21	-22.105
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	22,472	0.526	18,884	0.327	-3,588	-15.967
4. 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の確立	3,219	0.075	353	0.006	-2,866	-89.034
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,370,868	32.092	2,762,010	47.780	1,391,142	101.479
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	2,658,708	62.241	2,803,207	48.492	144,499	5.435
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	5,014	0.117	5,035	0.087	21	0.419
8. 生涯を通じた女性の健康支援	52,470	1.228	37,892	0.655	-14,578	-27.783
9. メディアにおける男女共同参画の推進	477	0.011	399	0.007	-78	-16.352
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	156,537	3.665	151,065	2.613	-5,472	-3.496
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	340	0.008	313	0.005	-27	-7.941
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	1,172	0.027	1,318	0.023	146	12.457
13. 計画の推進	129	0.003	122	0.002	-7	0.000
予算総額	4,271,646	100	5,780,729	100	1,509,083	26.105

(注1) 増減比は、2009年度予算額に対する増減比率。

(注2) 内閣府男女共同参画局「平成22年度 第2次男女共同参画基本計画関係予算(総括表)(男女共同参画推進の見地から当面特に留意すべき事項)」から筆者作成。

この2項目で基本計画関係予算の94.3%(2009年度)、96.3%(2010年度)を占めている。また、2010年度に基本計画関係予算が1兆5090億円(対前年比26.1%)の増額が図られているが、「5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」の中における「子ども手当」1兆5992億円が増額要因のトップである。一方で、「8. 生涯を通じた女性の健康支援」は27.783%の減少を示しており、ほとんどの計画事項で前年度比マイナスの予算になっている。基本計画関連予算の総額が増額したからと言って男女共同参画政策が前進していると単純には評価できない面がある。2010年度の場合、

子ども手当以外の部分では、予算額では減少が目立つ結果となっている。

これらの諸施策とその効果、女性との関係を考える必要があることは言うまでもない。今後の議論のための政府の男女共同参画基本計画関係経費の経費を分類すると次のように分類することができるであろう。

- 1) 女性の直接的な保護、暴力からの保護など緊急性の高いもの。
- 2) 女性の健康・保健に関わる事項。
- 3) 保育・介護などジェンダーに基づく家庭内分業に起因して、女性施策の意味合いが大きいと判定された事項。

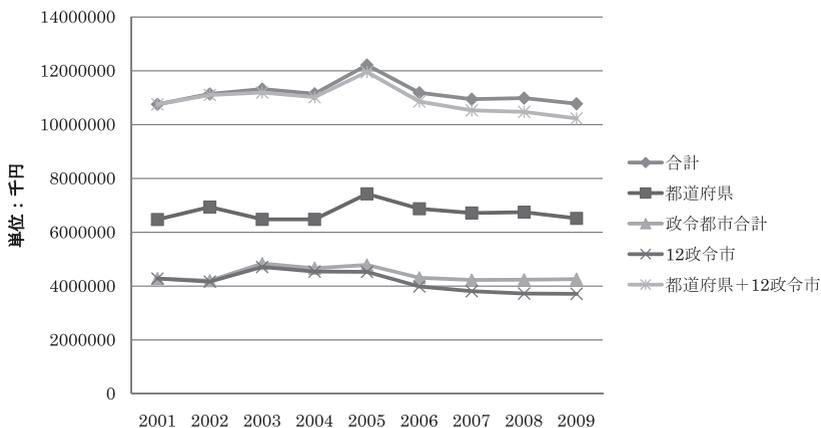
この三分類は、次にみる大阪府の事例でも同様に分類することができる。

次に、地方自治体における男女共同参画・女性予算をみておきたい。地方における「男女共同参画・女性予算」に関する統計は、現在のところ参画局が毎年公表している「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」にて確認することができる。但し、参画局が公表している「男女共同参画・女性予算」というのは、各都道府県の男女共同参画に関わる事務を担当する部局の「男女共同参画・女性予算」を指している。例えば、大阪府であれば、大阪府男女共同参画課の男女共同参画政策の直轄的な予算部分だけを指しているのであり、広義の男女共同参画・女性関係予算を包括しているのではない。つまり、参画局がとりまとめているのは、狭義の男女共同参画・女性予算である。大阪府の場合、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」と題する報告書（以下、大阪府報告書と表記）が、大阪府男女共同参画条例に基づいて公表されている。次節でみる人見章子氏の研究も大阪府報告書を手がかりとしている。大阪府報告書は、大阪府男女共同参画基本計画に挙げられた事業がどの程度行われているのかを示す資料である。大阪府報告書は、府条例に基づいて公表されているのだが、基本計画にあがっている個別事項ごとの予算額は記載されているが、総括表が無いため、基本計画関連事業費の総額がいくらなのかが一目では判らない集計になっている。

男女共同参画予算をみる場合、各都道府県の男女共同参画に関わる事務を担当する部局の「男女共同参画・女性予算」を指す狭義の男女共同参画・女性関係予算の場合と男女共同参画基本計画関連事業費を指す広義の男女

共同参画・女性関係予算の場合とがあるので、注意が必要である。そうした注意をした上で、図1は、都道府県及び政令指定都市に限って、男女共同参画事務担当部局の予算の推移を示したものである。都道府県・政令市ともに2005年がピークであり、その後減少傾向が続いていることが判る。都道府県で見れば、2005年の予算額が71億84百万円であったのに対して、2009年度65億18百万円と9.3%の減少である。政令市についても2001年度の12政令市から2009年度には19政令市に政令市が増加しているにもかかわらず、男女共同参画・女性予算の総額が減少している。12政令市だけに限ると18%の減少である。ちなみに2010年度の都道府県及び政令市の男女共同参画・女性関係予算を一覧にまとめたのが、表2である。担当部局の予算が一般会計に占める比率がきわめて小さいことが判る。千葉県の場合は、県の男女共同参画基本計画に関わる事業費総額を公表しているが、2009年度364億円であり、一般会計の歳出総額1兆5802億円の2.3%を占めるに過ぎない。

図1 都道府県および政令指定都市の男女共同参画・女性関係予算の推移



(出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」各年度報告書から筆者作成。

表2 男女共同参画・女性関係予算（都道府県・政令指定都市）

都道府県 政令都市	平成20年度 総額(千円) (a)	平成21年度 総額(千円) (b)	平成22年度			男女共同参画・女性のた めの施設整備費(千円)(d)
			総額(千円) (c) *(注)	前年比(%) (c/b)	一般会計予算総額 に占める割合(%)	
北海道	195,665	183,202	195,481	6.7	0.0065	0
青森県	63,761	64,896	79,670	22.8	0.0115	0
岩手県	23,273	25,464	23,960	△ 5.9	0.0034	0
宮城県	11,384	9,130	11,863	29.9	0.0014	0
秋田県	64,163	55,369	57,764	4.3	0.0092	0
山形県	40,507	59,444	56,157	△ 5.5	0.0093	0
福島県	194,682	185,308	182,587	△ 1.5	0.0202	0
茨城県	35,956	30,148	16,114	△ 46.6	0.0015	0
栃木県	264,724	240,840	231,280	△ 4.0	0.0291	337,673
群馬県	104,574	101,176	256,808	153.8	0.0390	0
埼玉県	362,184	350,158	305,529	△ 12.7	0.0002	0
千葉県	208,958	209,865	209,045	△ 0.4	0.0136	0
東京都	950,141	937,067	944,062	0.7	0.0151	0
神奈川県	558,795	608,089	569,752	△ 6.3	0.0003	0
新潟県	47,367	46,103	45,824	△ 0.6	0.0048	0
富山県	179,875	174,657	176,624	1.1	0.0317	9,016
石川県	127,907	116,765	111,430	△ 4.6	0.0234	0
福井県	144,246	135,564	141,639	4.5	0.0283	0
山梨県	95,591	141,935	150,974	6.4	0.0327	3,600
長野県	60,132	59,061	57,174	△ 3.2	0.0066	7,171
岐阜県	25,406	20,944	14,398	△ 31.3	0.0019	0
静岡県	181,418	187,905	152,880	△ 18.6	0.0136	0
愛知県	355,946	329,817	283,853	△ 13.9	0.0126	0
三重県	117,418	148,232	169,736	14.5	0.0251	0
滋賀県	69,176	71,861	75,767	5.4	0.0153	0
京都府	96,570	85,417	77,085	△ 9.8	0.0091	0
大阪府	235,943	201,142	124,919	△ 37.9	0.0032	0
兵庫県	96,706	96,578	96,395	△ 0.2	0.0044	0
奈良県	52,434	52,078	46,485	△ 10.7	0.0100	0
和歌山県	137,561	143,528	187,205	30.4	0.0350	0
鳥取県	60,203	60,775	61,939	1.9	0.0221	0
島根県	84,247	85,969	84,573	△ 1.6	0.0158	0
岡山県	100,908	51,505	47,117	△ 8.5	0.0071	0
広島県	66,366	68,473	53,908	△ 21.3	0.0058	0
山口県	72,840	64,792	60,528	△ 6.6	0.0085	0
徳島県	59,584	57,999	57,929	△ 0.1	0.0128	0
香川県	12,084	10,598	10,994	3.7	0.0025	0
愛媛県	70,140	68,161	67,862	△ 0.4	0.0113	0
高知県	204,149	117,343	118,434	0.9	0.0277	70,000
福岡県	357,378	351,926	309,574	△ 12.0	0.0195	0
佐賀県	195,869	157,155	157,908	0.5	0.0357	0
長崎県	23,890	24,377	22,353	△ 8.3	0.0030	0
熊本県	61,931	54,944	50,739	△ 7.7	0.0071	0
大分県	77,643	84,058	87,074	3.6	0.0147	0
宮崎県	35,392	35,121	37,604	7.1	0.0065	0
鹿児島県	14,710	13,676	13,618	△ 0.4	0.0018	0
沖縄県	149,411	139,474	147,872	6.2	0.0244	22,741
計	6,749,208	6,518,087	6,442,486	△ 1.2		450,201
札幌市	277,853	273,696	249,105	△ 9.0	0.0303	0
仙台市	654,792	642,823	612,200	△ 4.8	0.1384	9,904
さいたま市	49,800	45,546	48,426	6.3	0.0113	0
千葉市	208,895	203,080	183,348	△ 9.7	0.0523	0
横浜	710,034	704,703	691,138	△ 1.9	0.0508	0
川崎市	116,366	117,062	153,285	30.9	0.0251	25,000
相模原市	40,468	47,018	39,212	△ 16.6	0.0168	0
新潟市	77,900	79,415	77,504	△ 2.4	0.0219	0
静岡市	122,008	112,253	107,220	△ 4.5	0.0421	0
浜松市	71,242	67,206	39,391	△ 41.4	0.0148	0
名古屋市	85,615	90,080	77,215	△ 14.3	0.0075	0
京都市	219,301	214,932	239,310	11.3	0.0311	10,250
大阪市	692,175	690,718	645,197	△ 6.6	0.0517	29,079
堺市	48,722	92,285	21,549	△ 76.6	0.0066	0
神戸市	118,337	108,764	107,831	△ 0.9	0.0143	0
岡山市	103,011	103,610	105,429	1.8	0.0437	0
広島市	29,681	33,236	31,055	△ 6.6	0.0052	9,089
福岡市	198,047	193,568	184,690	△ 4.6	0.0250	0
北九州市	413,256	439,854	434,050	△ 1.3	0.0815	20,175
計	4,237,503	4,259,849	4,047,155	△ 5.0		103,497
合計	10,986,711	10,777,936	10,489,641	△ 2.7		553,698

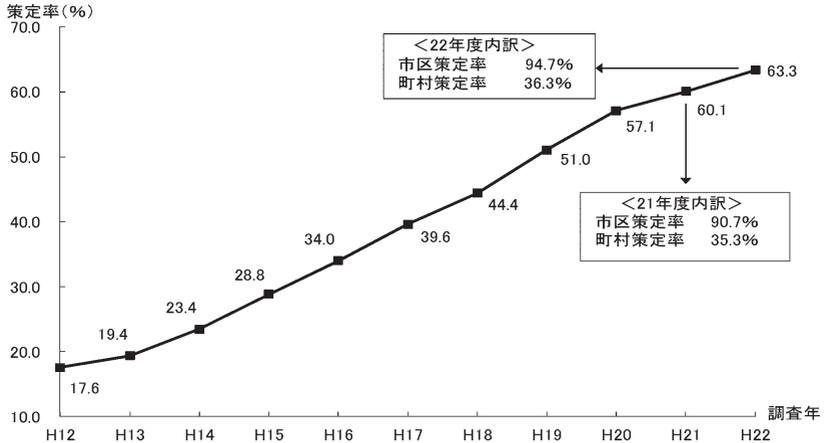
(注) (c)には施設整備費(d)を含まない。

(出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ

参画局は、国の予算については、男女共同参画基本計画関係予算としてまとめ、地方自治体の状況については、担当部局の予算だけを集計している。一方、地方自治体レベルでは、都道府県の男女共同参画基本計画に基づいて、都道府県予算を集計しているが、総額が示されていない場合が多いようである。計画に基づいた総額を示しているのは、千葉県⁵⁾と和歌山県⁶⁾、滋賀県⁷⁾だけであった。千葉県と滋賀県は、事業が複数の計画事項に重複しているので、その重複分を差し引き、真水の事業費がどれくらいであるのかを示すように工夫がなされている。基本計画に関わる事業費の全体像を把握することができる。

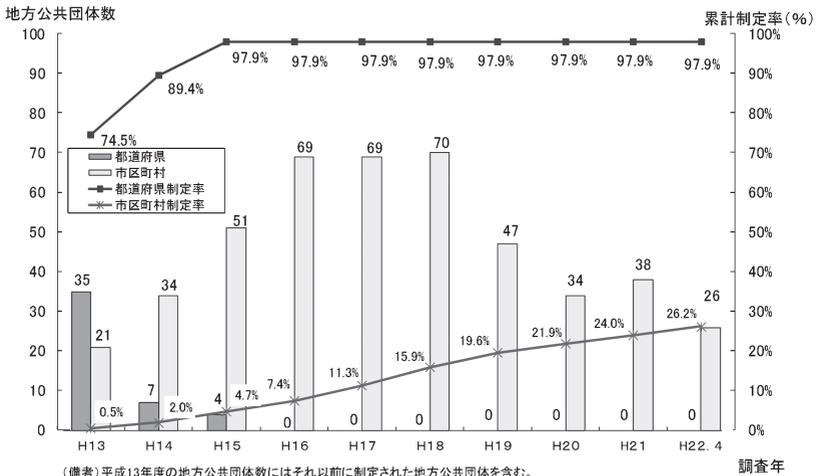
本節の最後に、参画局公表資料である「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」から基本計画の策定状況と男女共同参画に関する条例制定の状況を見ておこう。まず、計画の策定状況についてみてみよう。全ての都道府県と政令指定都市が基本法の法定計画である男女共同参画に関する計画を策定している。市町村においては男女共同参画計画の策定は任意である。しかし、市町村の策定率は、2000年（平成12年）が17.6%であったが、2010年（平成22年）には63.3%まで高まっている（図2を参照）。しかし、市区の策定率が94.7%であるのに対して、町村では36.3%にとどまっている。次に、図3を参照し、男女共同参画に関する条例制定の状況を見てみよう。千葉県をのぞく46都道府県と全ての政令指定都市が条例を制定している。市町村の条例制定率は、26.2%にとどまっている。市区では45.1%であるが、町村では10%にとどまっている。

図2 市町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(出所) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成22年度)」より転載。内閣府男女共同参画局ホームページ

図3 男女共同参画に関する条例制定状況



(備考) 平成13年度の地方公共団体数にはそれ以前に制定された地方公共団体を含む。

(出所) 内閣府男女共同参画局前掲資料より転載。

3 大阪府男女共同参画基本計画関連予算のジェンダー予算分析

一人見章子氏の報告へのコメントから一

人見章子は2005年に大阪府男女共同参画予算のジェンダー分析の先駆的な研究⁸⁾を行っている。今回のコロキウム報告は、過去の「大阪府の男女共同参画の現状と施策」(大阪府報告書)のデータを活用して分析を行っている。使用データは、2005年の論考以後の追跡的な性格ももつ2004年度以降2009年までのデータを利用している。大阪府報告書は「男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画基本計画)」に掲載されている事業の予算項目を整理したものである。したがって、大阪府が男女共同参画基本計画に挙げている広義の男女共同参画・女性政策にかかる政策メニューは網羅されていると考えられる。

人見章子の予算項目の整理から見えてきたことを幾つか挙げておきたい。

- ①男女共同参画予算の全体の推移、施策体系ごとの予算の増減を掴むことができた。(予算額の変動)
- ②予算額の増加項目・減少項目を把握することができた。予算の変動要因もある程度把握できる。府立母子総合医療センターの法人化(府財政から独立したため減少要因)、大型施設整備費が予算の大幅な変動要因となっていることが判った。(予算の変動要因)
- ③政府予算の分類方法と府レベルでの分類方法に違いがあることが判った。この分類方法の違いは、前節に述べたように、参画局自身が、国予算は広義の定義を使い、地方予算の把握は狭義の定義を使っている。また、国予算と府予算のリンケージが掴みにくいことも判明した。(広義と狭義の女性予算)
- ④「まとめ」で提示された論点としては、教育・福祉予算の範囲のものが計上されていること、本来的な意味での男女共同参画予算はシェアが低いこと、しかもそうした予算も減少傾向にあること、ジェンダー予算の仕分けをする必要があるのではないか、といった論点が提示さ

れるなど、現行の府の男女共同参画予算の集計方法の限界を示すことになった。(予算集計方法の限界)

人見報告を踏まえて、若干の考察を行っておきたい。整理に活用された大阪府資料について言えば、男女共同参画予算をテーマ別に分類しており、「ある種の一覧表」としての意味はあるが、ここから「深く」分析するには、情報が限られるため困難な状況にある。しかし、現段階では、「ジェンダー予算」検討の有力な手がかりである。人見の「まとめ」にもあるように大阪府の男女共同参画予算そのものを見直し、仕分けが必要になる。大阪府資料そのものの検討、改善が必要であると考えられる。

それでは、「ある種の一覧表」から「大阪府ジェンダー予算分析の基礎資料」に育てるためにはどのような改善が必要なのであろうか。

大阪府報告書をジェンダー予算分析の手がかりとするためにいくつかの改善点を挙げておきたい。まず、第一の改善点は、府基本計画関連予算の総額及び計画の個別事項ごとの総額を明記することである。総額の明記は、施策体系間の重複分の控除がやや煩雑かもしれないが、千葉県報告書⁹⁾のように総額の表記は可能である。また、予算額の増減の理由を明示すること、その場合計画の柱となる大項目ごとの理由及び個別予算の増減の理由を明記することも必要であろう。また、前年度から廃止や統合された元の事業名についても、報告書に事業が廃止されて無くなった事業もその理由を明示して記載するなど事業の変動を追跡できるようにすることも必要であろう。

第二の改善点は、計画の事項ごとの財源を明示すること、当該事業の根拠となる法令、計画名、条例等を明記することなどである。財源の明記も煩雑そうであるが、大阪府は既に予算編成過程公開サイト¹⁰⁾にて、財源内訳を公表している。財源と法令上の根拠を明示することで、事業の予算額の増減の要因が、国の予算政策の影響を受けたものなのか、地方自治体の自主的判断であるのかなどを考察することが可能になる。

第三の改善点は、支出経費の性質別分類を行うことである。性質別分類とは、経済的性質と効果に着目した分類であり、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費等の分類を行うものである。こ

の性質別分類を行うことで、基本計画関連事業という男女共同参画・女性予算が生産する公共サービスの生産過程を分析することが可能になる。男女共同参画・女性政策の個々の政策もしくは政策全般の一般的傾向として、どのような性質の経費を必要とする公共サービスなのかが明らかにできる。

第四の改善点として、ジェンダー経済学者の研究成果と従来の予算分析手法との複線的な分析が可能になるように工夫をする必要がある。従来の予算分析手法では、経費の「性質別分類（人件費、物件費、普通建設事業費、扶助費など）」及び財源分析を行うものであり、先に挙げた改善点の一から三によって一定前進するものである。これに加えて、ジェンダー経済学の分析結果もあわせて検討する複線的な分析が必要である。ジェンダー経済学の研究成果として、「財政政策の影響は、ジェンダー中立ではない」ことが明らかになっている。ジェンダー経済学が示している財政のジェンダーへの影響評価は、最初にみたように一般予算にも拡張されるべき作業である。つまり、大阪府報告書の掲載の部分は、府・計画に載っている広義の男女共同参画・女性予算の部分であり、この部分のジェンダーの視点からの評価を行うことも当然必要である。それに加えて、今後は、大半の予算を占める一般予算のジェンダー予算分析を行う必要がある。大阪府報告書の第2部「大阪府の男女共同参画の推進状況」で男女共同参画に関わる各種データがまとめられている。こうしたデータとリンクさせながら予算のジェンダーへのインパクト評価を行う必要がある。例えば、「女性の健康に関する現状」のデータを示した上で、改善のためにどのような施策が有効であると考えられており、予算がどのように推移しているのかを一目でつかめるようにするなどの工夫である。

4 「ジェンダー予算」の意義と今後の課題

—ジェンダー予算分析に向けて—

「ジェンダー予算」の意義と今後の課題を若干整理しておきたい。まず、先に示した政府の男女共同参画基本計画関係経費の経費を再度みておこう。

- 1) 女性の直接的な保護、暴力からの保護など緊急性の高いもの

2) 女性の健康・保健に関わる事項

3) 保育・介護などジェンダーに基づく家庭内分業に起因して、女性施策の意味合いが大きいと判定された事項

3) の事項は、大阪府報告書でも「教育・福祉予算の範囲のものが計上されている」と人見が指摘している点そのものである。

今後、各施策を分析する視角の確立が必要であるが、市民及び専門家参加によるワークショップなど公共的な対話を通じた分類づくりも必要であるかもしれない。3) の事項などは、人の生涯を支える上で間接的なサポート施策が多く含まれている。また、サービスの総合性が重要な部分であり、効率性以外の評価方法が求められている。この領域は、ジェンダー概念だけでなく、子ども、老人といった政策テーマとも絡まってくる。ジェンダー、子ども、高齢者といったカテゴリー別の予算基準を設定することで、予算を見直す新しい基準づくりの突破口になる可能性があり、更に、人権・民主主義、環境といった概念も包摂した複線の予算管理システムを構想することも可能であろう。ジェンダー予算は、予算に革新的な視点を提供するのではないかと期待するところである。

さて、ジェンダー予算の核心は、「財政のジェンダー化」であろう。その点については、村松によると「(ジェンダー予算は) ジェンダー課題の主流化に関するものである¹¹⁾」と述べている。「財政のジェンダー化」とは、財政政策をジェンダーの視点から評価し、ジェンダーによる格差是正を目的に政策を再検討するもしくはジェンダー中立化を進めることであると考えられる。その際、千葉県の男女共同参画関係事業費の事例でも判るように、比率として5%以下の予算項目のジェンダーへのインパクトだけでなく、その他の一般予算のジェンダーへのインパクトを評価しなければ、財政のジェンダー化、ジェンダー主流化は進まないと考えられる。そのためには、ジェンダー経済学者の研究成果と従来の予算分析手法との統合化へ向けた議論が必要であろう。ジェンダー経済学の重要な研究成果は、「財政活動の影響はジェンダー中立ではない」という点である。従来の予算分析手法が、経費の「性質別分類（人件費、物件費、普通建設事業費、扶助費など）」及び財源分析を進めてきたのであるが、この両方の視点か

らの複線的評価をすることにより、ジェンダーへの影響といった点から施策の重要性の評価をすることができるであろうし、それに、性質別分類の検討をすることで「ジェンダー予算」の公共サービスの特徴を明らかにできるのではないかと考えている。例えば、「仮説1：男女共同参画・女性予算の多くは、人件費の必要な施策が多いのではないか?」、「仮説2：行政機関は、施設整備を先行させるが、政策の重要な鍵を握る人材面・ソフト面を軽視していないか?」、「仮説2のような発想はどこから生まれるのか?」といったことを明らかにできるのではないかと期待している。これらの事象が明らかになれば、当然、予算編成の方法や財源配分方法のルールの変更も求められてくるであろう。例えば、女性施策のための公共施設を自治体が整備し、運営している場合でも、財政上の厳しさから管理運営業務を指定管理者に移行する場合などは、「仮説2」に関わる事象であろう。館の管理運営業務の「財政効率」を高めるために、指定管理者を導入することが、結果的に低賃金の女性労働に依存することを前提にした計画になっていないだろうか。5年ごとの指定管理者の選定が、より安価に受ける事業者に次々と変わることで、継続的なサービスのノウハウが蓄積されることがなく、総合的なサービスの向上には繋がらないといったことは無いだろうか。ノウハウの蓄積によるサービス水準の向上よりも安価な管理業務を追求する姿勢は大いに問題があることが明らかであろう。こうしてみると予算のジェンダーへのインパクト評価は、公共サービスの在り方を考える場合に示唆に富んでいることが判る。

こうしたジェンダー予算分析の進展は、財政民主主義への貢献が大きいと考えられ、財政を市民がコントロールする手段と能力を格段に引き上げる可能性がある。効率性評価にとどまらない政策評価手法を開発することに繋がる可能性もある。

ジェンダー予算は、1995年の第4回国連世界女性会議（北京会議）以降、世界各国に広がっており、現在、世界60カ国で実施されていると言われて¹²⁾。本稿では、先進的な諸外国の事例を報告することまではできなかったが、先進的な諸外国の事例やジェンダー予算の分析手法の整理は、別稿に譲りたい。

【註】

- 1) 村松安子 2005 『「ジェンダーと開発」論の形成と展開』未来社、村松安子 2004 「ジェンダー予算の歩みと課題—経済政策のジェンダー化の導入点として政府予算を分析する—」『経済と社会』No.32。
- 2) 大崎麻子 2007 「ジェンダー予算 —人間開発とジェンダー平等達成のための政策手段」、北九州市男女共同参画センター“ムーブ”編『ジェンダー白書 5 —女性と経済—』明石書店。
- 3) 市井礼奈 村松安子 2008 「東北アジアにおけるジェンダー視点に立った予算分析の新潮流—韓国の事例に学ぶ—」『アジア女性研究』17号（2008年3月）。
- 4) 村松安子 2005 前掲書、内閣府男女共同参画局ホームページ。
- 5) 千葉県「男女共同参画関係事業平成21年度予算額」
<http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/hakusho/documents/21-21yosan.pdf>
- 6) 和歌山県ホームページ
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/jourei/kihon-keikaku/pdf/20nenji/07/20nenji7-2.pdf>
- 7) 滋賀県『滋賀の男女共同参画』（平成22年11月）。
- 8) 人見章子 2005 「やってみました ジェンダー予算分析」『女たちの21世紀』No.44（2005年11月）。
- 9) 千葉県「男女共同参画関係事業平成21年度予算額」
<http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/hakusho/documents/21-21yosan.pdf>
- 10) 大阪府予算編成過程公開サイトホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/yosan/>
- 11) 村松安子 2005 前掲書。
- 12) 市井礼奈 2008 「ジェンダー予算とは」『共同参画』（2008年6月号）内閣府男女共同参画局発行。

* 本稿は、大阪府立大学女性学研究センター2010年度第2回女性学研究コロキウム（2010年11月20日）における人見章子氏の報告に対するコメントをもとに執筆したものである。